

第5期（令和3年度～7年度）「北海道観光のくまにづくり行動計画」の概要

令和3年（2021年）11月

1 北海道観光の現状と課題

指標	単位	分類	R2目標	R1実績	達成率
観光入込客数	万人	合計	6,000	5,277	88.0%
		道内客	4,880	4,441	91.0%
		道外客	620	592	95.5%
観光消費額単価	円	道内客	14,000	13,432	95.9%
		道外客	76,000	70,773	93.1%
		外国人	200,000	138,778	69.4%
満足度 （「1とても満足した」と回答する割合）	%	道内客	47.0	31.6	67.2%
		道外客	57.0	44.3	77.7%
		外国人	64.0	51.3	80.2%

- ▶ 安定した観光入込客数の増加には、災害や感染症、国際情勢などによる影響の縮小化が必要
- ▶ 観光消費額単価向上には、モノ消費からコト消費への流れへの対応が必要
- ▶ ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えた新たな旅行スタイルを定着させていくことが必要

2 北海道観光が将来的にめざす姿

オンリーワン！自然・食・文化を活かした観光地

- ◆ 道民・国民、そして世界からも愛される北海道
- ◆ 道民が誇りをもって観光地づくりに関与（HOKKAIDO LOVE!）
- ◆ アジアに加え、「ATWS北海道/日本」を契機に欧米からの高い認知度
- ◆ 「ビジネス＋観光」でも快適な滞在型の観光地

誰もが安全・安心・快適に滞在

- ◆ 道内客・道外客・外国人が共に楽しめる観光地
- ◆ 国籍・年齢を問わないインフラの整備
- ◆ ハードとソフト両面における安全・安心の確保
- ◆ 道内観光地間を快適に移動できる二次交通
- ◆ 多言語・多様な媒体での迅速かつ正確な情報発信

いつでも！どこでも！何度でも！

- ◆ 緊要度（季節・平日休日等）・地域偏在（道央集中）の解消
- ◆ 旅マエ・旅ナカ・旅アト消費の拡大
- ◆ 何處でも満足できる観光地
- ◆ 質や満足度の高いサービスの提供に向けてのホスピタリティ向上

持続的な観光関連産業の発展

- ◆ 道民の貴重な財産である自然環境や文化を守り育てながら次の世代につなぐ
- ◆ 四季を彩る雄大な自然との共生
- ◆ 高い観光推進機能（マーケティング、プロモーション等）
- ◆ 観光公害への対応と地域住民による観光産業への理解
- ◆ 国内外の人が働きたいと思う職場環境
- ◆ 新たな感染症や災害など不測の事態への強い対応力

3 計画期間内の基本的な考え方

目標 「観光立国北海道」の再構築

観光地づくり

誘客活動

受入体制整備

基本的な施策

- 新型コロナウイルス感染症の収束時期が見通せない中、将来的に北海道観光がめざす姿に向かって、本計画期間では感染症の状況に応じた施策展開をしていく。

ウィズコロナ

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ「感染拡大防止と社会経済への影響の最小化」

ポストコロナ

新型コロナウイルス感染症の収束を見据えた「新たな旅行スタイル等の推進」

4 特に注力する施策展開の方向性

グリーン×セーフティ北海道

- (1) 新北海道スタイル、業種別感染症対策ガイドラインの徹底などによる安全・安心の提供
- (2) 広大な自然・密になりにくいアウトドア環境など本道の面・体位性を再評価
- (3) 持続的な情報発信
- (4) 環境と共生する観光の推進

量×質の追求

- (1) 人口減少社会における道内観光の高付加価値化
- (2) 地元（道民）からも愛される観光地づくり
- (3) 自然環境・食など本道の観光資源のブランド力強化による新規誘客・リピーターの獲得
- (4) 高付加価値商品、サービスの充実による質の向上
- (5) AI、IoT等先端技術導入による観光産業の収益構造の改善

旅行者比率のリバランス

- (1) 道民の道内再発見、国内旅行の需要喚起
- (2) 渡航制限解除等を見据えた海外需要の獲得
- (3) 欧米等新規市場の開拓による市場拡大

新しい旅行スタイルの推進

- (1) 本道の自然等を活かしたワーケーションの創造などによる滞在型観光の推進
- (2) 「ATWS北海道/日本」を契機に本道の自然・文化等の特色を活かしたアトベンチャートラベルの造成・発信
- (3) MICE・IRなど新たなインバウンド等の取込方策の検討

観光インフラの強靱化

- (1) 広域観光の拠点としての道内空港等の利活用
- (2) 観光産業を支える人材の確保・育成
- (3) 災害時等に観光客の安全・安心に資する基盤の強化

5 目標指標

施策展開の方向性	指標項目	目標値
グリーン×セーフティ北海道	1 コロナ対応の評価(5点満点)	道内客：5点 道外客：5点
	2 満足度(とても満足したと回答した割合)	道内客：40% 道外客：50%
	3 観光消費額単価	道内客：15,000円 道外客：79,000円 外国人：210,000円
旅行者比率のリバランス	4 観光入込客数	道内客：4,880万人 道外客：700万人 外国人：2019年度水準起え
	5 リピーター数(2回以上の来訪)	道外客：570万人
	6 道内入込客数の内、宿泊者数	1,074万人
新しい旅行スタイルの推進	7 繁忙・閑散期の宿泊延滞比率	60%
	8 道央圏以外の宿泊者数	1,540万人泊
	9 観光消費額単価の内、コト消費の割合	道内客：10% 道外客：10%
観光インフラの強靱化	10 宿泊客延滞	国内客：3,500万人泊
	11 長期滞在者数(5泊以上)	道外客：112万人
	12 地方空港利用率(新千歳・丘珠以外)	22%
13 アウトドア関連人材指標	北海道アウトドア活動振興推進計画決定後に設定	

6 観光振興に向けた行動指針と役割

道民	北海道観光振興機構	行政
<ul style="list-style-type: none"> ○ 身近な北海道の魅力を確認し、その魅力を広く発信、他 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域連携DMOとして、道内観光マネジメントを推進、他 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査データを収集・分析し、観光関係団体等の取組を支援、他
観光事業者	観光関係団体	大学等
<ul style="list-style-type: none"> ○ 観光スタイルの変化等流れを敏感に捉え、長期的視点に立って対応、他 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観光振興の主体として、商品づくりや人材育成に取り組み、他 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観光振興に求められる人材の育成、他

I 計画策定の考え方

- 北海道アウトドア活動振興条例(平成13年条例第55号)に基づき、アウトドア活動の振興に関わる施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に定める計画
- 北海道観光のくにつくり行動計画の施策別計画
- 計画期間:令和3年度から令和7年度までの5年間

《施策推進の視点》

- ・人と自然との共生
- ・北海道らしいライフスタイルの形成
- ・地域に根ざした個性豊かな人材の育成・確保
- ・アウトドア活動の振興に資する産業活動の活発化
- ・ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えた取組
- ・持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組の推進
- ・アドベンチャートラベルの振興

II アウトドア活動を巡る現状と課題

〈体験型観光〉

- ・滞在促進に向け、アウトドア活動をはじめとした体験型観光に期待
- ・アイヌの人たちの独自の歴史や文化(民族共生象徴空間(愛称:ウポポイ)開設)、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録
- ・ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据え、広大な自然や密になりにくいアウトドア環境など、本道の優位性を活かした体験メニューを創出

〈アウトドア資格制度〉

- ・アウトドア活動の裾野を広げるなどの取組のため、平成23年に制度改正
- ・北海道マスターガイド制度の運用開始(H27)や資格更新手続きの見直し

〈アウトドア事業者〉

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で休業又は活動縮小が6割(R2.6調査)

〈エコツーリズム〉

- ・官民連携や市町村の枠を超えた取組が進められ、徐々に拡大

- 自然環境の保全
- 安全性の確保
- アウトドア資格制度の普及
- アウトドア事業者の経営安定化(ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据えた対応)
- 地域の住民生活、産業活動等(SDGsを含む)への配慮
- アドベンチャートラベルの振興

III アウトドア活動の振興施策の基本方向及び展開方向

アウトドア活動に対する理解の促進

- ・アウトドア活動に関する情報の提供
- ・学習の機会の提供

自然とふれあう場の確保、機会の提供

- ・自然とふれあう場の確保
- ・自然とふれあうための条件整備及び機会の提供

アウトドア資格制度によるガイド及び事業者の育成等

- ・アウトドアガイドの育成
- ・アウトドア事業者の育成
- ・アウトドア活動指導者の育成
- ・資格制度認定ガイドの活用

アドベンチャートラベル(AT)の推進

- ・認知度向上・気運醸成
- ・人材の育成
- ・魅力的なコースの造成
- ・北海道のブランド化とネットワークの構築

自然とふれあう場の保全

- ・マナー、ルール等の普及啓発
- ・生物多様性の保全
- ・産業活動等との調和

体験型観光の推進

- ・地域の特色を生かした魅力ある商品づくり(ウィズコロナ・ポストコロナを見据えた対応)
- ・受入体制の整備・体験型観光の宣伝、誘致
- ・持続可能な体験観光への取組

IV 各主体に期待する役割

アウトドアガイド及びアウトドア事業者

- ・安全の確保、自然環境の保全、産業活動への配慮
- ・アウトドア活動のルールとマナーの指導
- ・利用者に安全で、より質の高いサービスを提供できるように、レベルの維持及びスキルアップ
- ・優れたアウトドアガイドの育成・確保に向けた社内研修の充実

アウトドア活動を行う者

- ・野外活動に伴うリスクの認識、自らの責任による安全の確保
- ・ルールとマナーの遵守や自然環境の保全、地域の住民や産業活動等への配慮

道民

- ・将来の世代のために、自然環境を保全する心の育成
- ・自然と共生する北海道らしいライフスタイルの形成が心の豊かさや潤いを実感できる社会の実現に寄与することに対する認識
- ・アウトドア活動の体験を持つこと

V 計画の推進

1 推進体制

- ・時代の変化に適切に対応するため、関係部局と連携のもと、機動的かつ効果的に推進

2 道民、アウトドア事業者、行政機関などとの連携・協力

- ・アウトドア事業者、道民等の主体的な取組を基本に、国や市町村と連携
- ・道民、アウトドア事業者、行政機関などのネットワーク形成

3 推進管理

- ・アウトドア活動を巡る情勢の変化などに対応した的確な施策の展開を図るとともに、施策の推進状況を把握し、施策への反映

計画の指標

体験型観光目的の道外観光客	② 8.3% → ⑦10.3%	過去の伸び率を勘案して設定(⑧6.6%→②8.3% 伸び率1.25)
アドベンチャートラベル対応商品数	② 59 → ⑦177	ATWS2021Iに向けて造成した商品数を基に冬季商品の造成等を踏まえ設定
知事認定ガイド数	—	新たなガイド制度に対応した指標に改定予定(R5)

「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画(第Ⅲ期)」の概要について

計画策定の背景～取り巻く環境～

- 脱炭素化に対する道民や事業者の関心の高まり
- 大規模災害が増加、自然災害への備えが重要に
- 事業者や家庭が電気を供給するように、また、電気を運べる時代に
- 国における「グリーン」成長戦略の策定

「省エネ・新エネルギー促進行動計画」の基本的考え方

- エネルギーは暮らしと経済の基盤、安全性、安定供給、経済効率性、環境への適合が基本的視点。
- それぞれのエネルギー源の特性を活かした多様な構成とし、更にはエネルギー供給のシリンズを高め、安定供給を図る必要。
- 持続的な発展が可能な循環型の社会システムを作るため、中長期的に持続可能な省エネ社会の実現と、新エネルギーを主要なエネルギー源の一つにするよう取り組む。
- 地球温暖化が進行し、対策が世界的な課題。道は昨年3月、2050年までのゼロカーボンの実現を宣言。
- 言葉の実現につながるよう、化石燃料の利用をできる限り減らすとともに、エネルギーの供給の安定や事業性を確保しながら、本道の「新エネルギー価値」を発揮していく。
- 環境関連産業の振興を一体で行うことにより経済の好循環を実現。

計画期間等

- 2021(令和3)～2030(令和12)年度の10年計画
- 省エネ、新エネルギーの開発・導入と、市場の成長が期待される環境関連産業の振興を一体で実施するため、「行動計画」と「環境産業振興戦略」を統合

計画推進の考え方

- 2050年までの「ゼロカーボン北海道」で実現されるエネルギーシステムを具現え、取組を進める。
 - <2050年に想定されるエネルギーシステム>
 - ・安定かつ持続可能な新エネルギー供給が行われ、新エネルギーが主力電源に
 - ・需要側では電化が進み、ニーズが多様化し、新エネルギーの選択肢が拡大
 - ・地域における「需給一体型の新エネルギー活用」が進み、洋上風力など大規模新エネルギーの開発・導入により、全国に新エネルギーを供給する「エネルギー基地北海道」を実現
 - ・各地域において、地産地消など新エネルギーを活用した取組が展開

推進体制

- 知事を中心とする部局横断的組織により庁内の連携、調整を図り、省エネ・新エネルギーを含めたゼロカーボンの実現に係る施策を推進
- 産業、経済、金融などの関係団体等と協議する場を設置し、関係者が連携して、ゼロカーボンの実現に向け徹底した省エネ、新エネルギーの最大限活用につなげる。

「ゼロカーボン北海道」実現と北海道地球温暖化対策計画

- 2050年までに温室効果ガスを実質ゼロとするゼロカーボン北海道を実現する(2020年3月宣言)
- ⇒北海道地球温暖化対策推進計画(2021～2030年度)
- 2030年までに温室効果ガス排出量を2013年比35%削減する
- 重点的に進める取組
 - 多様な主体の協働による社会システムの脱炭素化
 - 豊富な再生可能エネルギーの最大限の活用
 - 森林等の二酸化炭素吸収源の確保

2030(令和12)年に目指す姿

徹底した省エネ社会の実現

エネルギーの効率的利用により省エネが暮らしや経済活動の一部に

新エネルギーの最大限の活用による地域における持続的なエネルギー供給と脱炭素化の進展

多くの地域で「需給一体型」のエネルギーシステムの構築が進み、災害時の対応も可能に

道内分道外移出分

「エネルギー基地北海道」の展開

環境関連産業の成長産業化と道内企業の参入拡大などによる地域経済の好循環の実現

「目指す姿」の実現に向けた「需要家の省エネ意識の定着と実践」と新エネルギーの「3つの挑戦」

- 道民、事業者、市町村、道などは、「省エネ意識の定着と実践」に取り組む上で、新エネルギーの「3つの挑戦」に取り組む。
- 道自ら「事業者として、積極的に率先して、省エネと、新エネルギーの導入を進めるとともに、挑戦への取組を支援する。
- 「目指す姿」に向けた取組による成果となる目標を設定し、目標値の達成を目指す。

需要家の省エネ意識の定着と実践

省エネが日常の暮らしや経済活動の一部となるように、省エネ意識の定着と徹底したエネルギーの効率的利用を進める

- (道の主な取組)
 - 道による省エネの先実施
 - パブリックモデルによる道民や事業者の省エネ意識・行動の定着
 - 省エネ設備の導入とエネルギー利用の効率化促進に向けた普及啓発
 - ZEB/ZEHなど省エネ建築物や住宅の普及
 - 自動車関連企業等と連携した次世代自動車の導入促進のためのイベント等での普及啓発

挑戦1 多様な地産地消の展開

地域の豊富な新エネルギーの導入を促進するとともに、家庭の太陽光発電、電気自動車など多様な分散型エネルギーリソースを効果的に組み合わせ、住民や地域の事業者も参加した「需給一体型」の地産地消や、地域における熱利用の展開を図り、経済の好循環につなげる

- (道の主な取組)
 - 道による新エネルギーの先導入
 - 地域が主体となって行う新エネルギーの導入と事業の呼びこし
 - 基金を活用した市町村の事業計画等の策定、設計、設備導入などの各段階における取組の支援
 - 基金モデル事業の道内市町村への普及・展開促進
 - 道経等エネルギーリソースに係る実態調査と活用モデルの確立
 - 事業者による本道の「新エネルギー価値」を活用したビジネスモデルの確立の支援 など

挑戦2 「エネルギー基地北海道」の確立に向けた事業環境整備

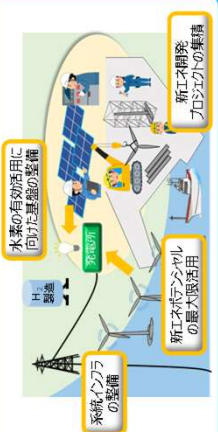
洋上風力発電など大規模新エネルギーの開発・導入により、全道、全国へ電力を供給する「エネルギー基地」として主力電源化に貢献するとともに経済の好循環につなげるため、送電インフラの整備や水素の有効活用に向けた基礎の整備など事業環境を整備する

- (道の主な取組)
 - 洋上風力発電導入に向けた気象観測や道の調査をもとにした系統整備に併せて国の提言、基地整備の誘致
 - 送電インフラ整備などの国への働きかけ
 - 国の大規模事業の誘致、道内企業と道外企業や大学などのマッチング、新規参入企業の発掘 など

挑戦3 省エネ促進や新エネルギーの開発・導入と一体となった環境関連産業の振興

産業界はもとより道総研をはじめとした研究機関等とも連携し、関連市場の拡大や道内外からの投資等の促進、道内企業の参入、事業化支援などに取組む

- (道の主な取組)
 - 道有施設の新エネルギー導入や省エネの先導入による成果などを公表し、市町村や企業等へ普及拡大
 - 道内企業の環境関連産業への参入環境整備
 - 技術・製品開発、販路開拓、拡大、人材育成などの支援
 - 道総研等と連携したクラウド支援体制の整備
 - 道内外からの環境関連産業への投資や立地の促進 など



ゼロカーボン北海道推進計画の概要（北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）〔改定版〕）

1 はじめに ～改定にあたって～

- 道では、令和3年3月に第三次「北海道地球温暖化対策推進計画」を策定し、長期目標である2050年「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた取組を開始。
- その後、国の「地球温暖化対策推進法」の改正や、「地球温暖化対策計画」が改定され、温室効果ガス削減目標が「2013年度比46%削減」に見直された。
- このような状況変化を踏まえ、**2030年度の削減目標の見直し**を行うとともに、重点的取組の追加・拡充、また、道民・事業者がわかりやすい計画となるよう身近な補助指標の追加などの改定を実施。

2 本計画の位置付けと期間

- 本計画は、2050年までの「ゼロカーボン北海道」の実現に向け、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進する上で、2030年までの削減目標やその達成に向けた取組等を示すものであり、「地球温暖化対策推進法」に基づき「地方公共団体実行計画(区域施策編)」として策定。

計画期間 2021年度（令和3年度）から 2030年度（令和12年度）まで



3 削減目標

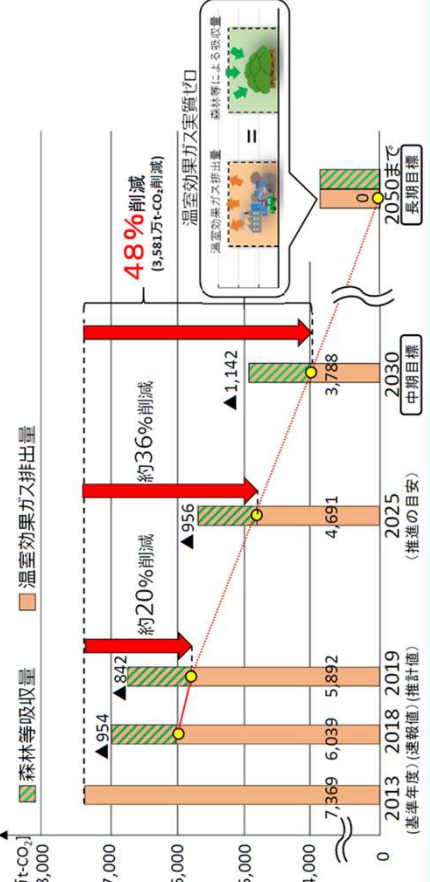
(1) めざす姿（長期目標）

2050年までに道内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする（ゼロカーボン北海道の実現）

(2) 中期目標（2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標）

2013年度比で 48%（3,581万t-CO₂）削減

さらに、再生可能エネルギーの海外への移出、ブルーカーボンの検討など本道の強みを活かした取組による気候変動対策に貢献。



4 温室効果ガス排出抑制等の主な対策・施策

取組の基本的な考え方

- 地域の脱炭素化と経済の活性化、レジリエンス向上の同時達成
- ゼロカーボンに向けた認識の共有、意識の醸成、ライフスタイルや事業活動等の脱炭素社会に向けた自発的転換の促進
- 再生可能エネルギーや森林など本道の豊かな地域資源を最大限活用
- 環境と経済が好循環するグリーン社会の構築

重点的に進める取組

- 多様な主体の協働による社会システムの脱炭素化
 - 炭素型ライフスタイル、ZEB、ZEHの普及など建築物の脱炭素化推進
 - ビジネススタイルへ転換
 - 持続可能な資源利用推進
 - 地域の脱炭素化
 - 交通・物流の脱炭素化
 - 革新的イノベーションによる創造
 - グリーン・デジタルの一体的な推進
 - 気候変動への適応
- 豊富な再生可能エネルギーの最大限の活用
 - 地域特性を活かしたエネルギーの地産地消の展開
 - ポテンシャルの最大限活用に向けた関連産業の振興
- 森林等の二酸化炭素吸収源の確保
 - 森林吸収源対策
 - 農地土壌吸収源対策
 - 都市緑化の推進
 - 自然環境の保全
 - 水産分野の取組

5 2050年のゼロカーボン北海道のイメージ



6 計画の推進体制等

- 幅広い関係者との連携・協働による推進。
- 幅広い関係団体で構成する「ゼロカーボン北海道推進協議会」や国の「ゼロカーボン北海道タスクフォース」と連携・協働し、道内の気候変動対策を推進。
- 庁内の推進体制
- 知事をトップとする「ゼロカーボン北海道推進本部」により施策を総合的かつ計画的に推進。
- 各振興局に設置したゼロカーボン推進室において地域の実情に応じた取組を機動的かつ積極的に支援。

第5期 道の事務・事業に関する実行計画【概要】

1 基本的事項

- 2050年までの「ゼロカーボン北海道」を目指し、道自らが排出する温室効果ガスの抑制を図るとともに、道民・事業者への取組を促す。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）
- 北海道地球温暖化防止対策条例で規定する道の責務中「事務及び事業に関し、率先して実施する温室効果ガスの排出抑制等のための施策」を具体的に示す計画

2 計画の目標等

目標
 2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を、
 2013（平成25）年度比で**50%削減**する

計画期間：2021（令和3）～2030（令和12）年度
 基準年度：2013（平成25）年度

- 対象範囲：道の全ての機関（指定管理者施設を含む）が行う全ての事務・事業（委託事業等を除く）

これまでの計画の推進状況

計画期間	基準年度	削減目標	削減実績
第1期 H12～H16	H10	Δ5%	+10.6%(3.7万t-CO ₂)
第2期 H17～H22	H16	Δ16.5%	Δ26.7%(10.3万t-CO ₂)
第3期 H23～H27	H21	Δ11%	Δ11.2%(3万t-CO ₂)
第4期 H28～R2	H26	Δ5.4%	Δ15.0%(4.4万t-CO ₂) ※R1年度実績

3 具体的な取組

- 電力使用等による排出量の削減
 再生可能エネルギー由来の電力調達などにより、道有施設の庁舎における使用電力量の**70%分相当の温室効果ガス排出量を削減**する
- 道有施設及び公用車の取組
 - ・ 施設・設備の高効率化、再エネ設備の導入
 - ・ 道有施設の脱炭素化の検討
 - ・ 公用車（乗用車）を100%次世代自動車とする

- 職場・職員の率先行動
- 省資源に向けた取組
- ごみ（廃棄物）の3R及び適正処理の取組
- フロン類の適正管理の取組
- 環境配慮契約等の取組
- 環境に配慮したイベントの推進
- 研修・普及啓発の取組

4 推進体制等

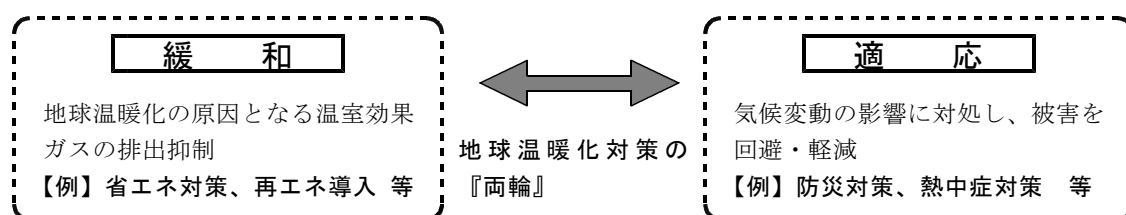
- 推進体制：ゼロカーボン北海道推進本部プロジェクトチームにおける検討など、全庁環境配慮行動を推進
- 進行管理：
 - ・ PDCAサイクルにより、環境への影響を継続的に改善
 - ・ 毎年、取組状況及び温室効果ガス排出量を取りまとめ、推進本部幹事会で点検
- 計画の見直し：計画策定後、5年程度経過時点で見直し
 ※ 取組状況、点検結果等を踏まえ必要に応じて見直しを実施

北海道気候変動適応計画の概要

1 計画策定の背景、趣旨等

(1) 策定の趣旨

- 地球温暖化対策を進めていく上では、温室効果ガスの排出抑制を行う「緩和」の取組と、気候変動の影響に対して被害を回避・軽減する「適応」の取組が必要。
- このため、平成30年（2018年）12月に施行された「気候変動適応法」の趣旨を踏まえ、地域特性や社会情勢の変化などに応じて「適応」の取組を総合的かつ計画的に推進するために策定するもの。



(2) 計画の位置付け

- 「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応計画」
- 「北海道環境基本計画」の個別計画
- 「持続可能な開発目標（SDGs）」に掲げる「目標13：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」などの達成にも資するもの

(3) 計画期間

- 概ね5年とし、国の動向等を勘案して必要に応じて見直しを行う。

2 気候の長期変化と将来見通し

- 札幌管区気象台が公表した「北海道の気候変化」（H29.3）及び「北海道地球温暖化予測情報」（H31.3）を基に整理

これまでの長期変化	将来見通し（21世紀末）
<ul style="list-style-type: none"> ○平均気温はおおよそ1.60℃上昇 ○冬日・真冬日の日数が減少 ○年降水量の大きな変化はない ○日降水量50mm以上及び70mm以上の年間日数が増加傾向 ○最深積雪量が減少傾向 	<ul style="list-style-type: none"> ○平均気温は20世紀末を基準に5℃程度上昇 ○夏日は約52日/年増加、冬日は約58日/年減少 ○年降水量は概ね10%増加 ○大雨や短時間強雨の頻度が増加 ○年降雪量は各地域で減少
など	など

3 気候変動による影響

- 国の報告書等を基に、本道で予測される影響等を整理

農業	小麦など一部作物の品質の低下、病害虫の発生増加や分布域の拡大
水産業	ブリなどの分布・回遊域の変化、シロザケの生息域減少
自然生態系	高山帯等植物の分布適域の変化や縮小、エゾシカ等の分布拡大
自然災害	洪水をもたらす大雨事象の増加、海面上昇の発生
健康	熱中症搬送者の増加、節足動物媒介感染症のリスク増加
その他	自然資源を活用したレジャーへの影響、ライフラインへの影響

4 適応の推進方策

(1) 適応の取組に関する基本方向

ア 本道の強みを活かす適応の取組の推進

- ・本道の地域特性等を踏まえ、次の4分野について重点的な取組を推進
- ・道の政策分野に「適応」の視点を組み込み、関係部局が連携した取組を推進

分野	主な取組の視点
産 業	・ 広大な大地や豊かな海にもたらされる資源を有効活用した、安全で安心な食料供給 ・ 自然資源を活用した観光業の振興
自然環境	・ 豊かな自然環境の適切な保全と多様な機能の防災・減災への活用
自然災害	・ 各地域の地理的特性等を踏まえた災害に強い地域づくり
生活・健康	・ 道民の生命や生活の確保 ・ 災害に強い交通基盤の整備

イ 情報や知見の収集と適応策の検討

- ・ 国や関係機関と連携して、適応に関する最新の情報を収集し、これを踏まえて適応策を検討

ウ 道民や事業者等の理解の促進

- ・ 対象者や事業種別を踏まえた普及啓発、市町村への情報提供の実施
- ・ 事業活動における「気候リスク管理」や、新たなビジネス機会として捉える「適応ビジネス」の取組の促進

エ 推進体制の充実・強化

- ・ 法に基づく「地域気候変動適応センター」機能の確保について検討
- ・ 庁内組織である「ゼロカーボン北海道推進本部」を活用した適応策の展開

(2) 各主体の役割

区分	役割
道	・ 計画策定や地域気候変動適応センター機能の確保に係る検討 ・ 関係者と連携・協働した取組の推進 ・ 道民や事業者等の取組促進に向けた普及啓発の実施 など
事業者	・ 「気候リスク管理」の取組の推進 ・ 「適応ビジネス」の展開 など
道民	・ 「適応」への理解と関心を深め、自ら実践
市町村	・ 区域内的「適応」の取組の推進
民間団体	・ 道民に「適応」の取組を広める活動

(3) 計画の進捗管理

- ・ 国における検討結果を踏まえ、本計画における進捗状況の把握・評価手法を検討
- ・ 当面は、4つの基本方向に関連する施策等について、定期的に状況等を把握し、取りまとめ